

# 県内企業キャリアアップ応援奨励金 モデル企業を募集します

福井県では県内に事業所を有する中小企業を対象に、事業主が継続して人材育成に取り組むため、**従業員に学位取得や資格取得を奨励する支援制度を新たに導入し、その制度を活用した実績が出た場合に奨励金を支給します。**（※制度計画時に県が認定したモデル企業を対象とします。）

## ① 新たな支援制度（事業主による経費負担+取得支援）を計画→計画届提出

### 要件①

学位や資格取得のための経費を事業主が負担  
(職務命令=全額)  
(自発的=一部)

### 要件②

取得のために勤務面を考慮  
(例) 特別休暇の付与、夜勤免除などシフトの変更

または

取得したことによるインセンティブ  
(例) 一時金支給、昇給・昇格

## ② 県が審査し、モデル企業として認定

## ③ 企業が制度を導入、従業員に周知

## ④ 導入した制度を活用して、学位や資格を取得 → 奨励金申込

## 募集の概要

計画届の受付期間	令和元年12月2日(月)～令和2年3月6日(金)(当日消印有効)
計画の認定	令和2年3月中を予定
対象企業	福井県内に事業所を有する中小企業 ・資本金3億円以下または従業員数300人以下の製造業、建設業、運輸業等 ・資本金1億円以下または従業員数100人以下の卸売業 ・資本金5千万円以下または従業員数100人以下のサービス業 ・資本金5千万円以下または従業員数50人以下の小売業
支給額	20万円/社 ただし1社1回限り(※)
支給の要件	奨励金を受けるには、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。 ① 学位や資格取得を奨励する制度を創設し、従業員に周知し適用していること。また、従業員のキャリアアップ、スキルアップに必要な学位・資格を対象とし、支援が従業員の自発的な学位・資格取得を喚起するものになっていること。 ② 学位や資格取得に必要な経費については、業務命令による取得の場合は事業者が全額を負担、従業員の自発的な取得による場合は事業者が全額または一部を負担していること。 ③ 学位や資格の取得に当たり、創設した制度の支援が適正に実行されていること。 ④ 支援を受けた従業員は雇用保険被保険者であること。 ⑤ 企業名や支援制度の内容等が公開されることに同意していること。 (この他に県税に滞納がないこと等の要件があります。(要綱の第3条でご確認ください。))
制度内容は計画届による事前審査	

(※) 令和2年度当初予算の議決を前提とし、予算の範囲内での交付となります。

# 申請の手順

## Step 1 導入する制度の検討、規程案および制度導入計画の作成

次の事項などを検討し、規程案および制度導入計画を作成してください。

- ・ 導入する制度の内容
  - ① 対象となる学位や資格等
  - ② 対象となる従業員の範囲
  - ③ 学位や資格の取得に必要な経費に係る事業主の費用負担
  - ④ 取得時あるいは取得後の支援の内容
- ・ 制度導入、適用のスケジュール
- ・ 従業員に対する周知の方法

## Step 2 県に制度導入計画届を提出（令和元年12月～令和2年3月6日）

《提出書類》

- ① 県内企業キャリアアップ応援奨励金・制度導入計画届（様式第1号）
- ② 制度を定めた規程案（※上記 Step 1 で検討した①～④の明記は必須）

### 制度導入計画の認定（令和2年3月中（予定））

県により審査が行われ、当奨励金の趣旨に合致し、モデル的であり奨励金の支給候補とすると認められた場合は、県から認定通知します。  
予算に限りがあるため、届出数により認定数に上限を設定する場合があります。

## Step 3 制度の導入・実施（県の認定通知後（令和2年4月以降の制度導入を想定してください））

- ・ 制度導入計画に従い、導入する制度に関連する規程類を施行してください。
- ・ 従業員に制度の内容を周知してください。

## Step 4 奨励金の交付申請

・ 制度を活用した実績が生じた場合には、その日（※）より6か月以内に奨励金の申請をしてください。

※制度を活用した実績が生じた日の例

- ・ 事業主から制度に定める支援を受けた上で、資格等を取得した日。
- ・ 資格等を取得したことにより、事業主から制度に定める支援（例：一時金）を受けた日。

《提出書類》

- ① 県内企業キャリアアップ応援奨励金交付申請書（様式第3号）
- ② 施行した規程類の写し（要奥書証明、労働基準監督署に提出している場合は届出印のあるもの）
- ③ 事業者が学位・資格等の取得に必要な経費を負担したことを確認できる書類（支給明細書等の写し）
- ④ 事業者が支援を実行したことを確認できる書類
- ⑤ 支援を受けた従業員が対象事業主に雇用されていることを確認できる書類（雇用保険被保険者証の写し）
- ⑥ 支援を受けた従業員が支援対象として取得した学位・資格等を確認できる書類（学位証書、合格証書、資格証等の写し）
- ⑦ 福井県の県税の全税目に滞納がないことを証明する納税証明書

《問い合わせ先・提出先》

〒910-8580（住所記載不要）福井県産業労働部労働政策課産業人材グループ  
TEL 0776-20-0388 E-mail rousei@pref.fukui.lg.jp  
☆各種様式は県労働政策課ホームページでご確認ください  
URL <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/>